

平成30年度予算等・税制改正（地方創生関連） 及び地方創生推進交付金の活用のポイント

平成30年1月

内閣府地方創生推進事務局
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

1. 平成30年度予算案

平成30年度 地方創生関連予算等について

① 地方創生推進交付金

1,000億円

- 地方版総合戦略に基づいて、**地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な取組**に対し、地方創生推進交付金により支援することにより、地方創生の更なる深化を推進。
(対象事業例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO等）、商店街活性化、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等
- 交付対象事業については、**KPIの設定とそれに基づくPDCAサイクルの整備**を前提に、**地域再生法に基づく法律補助**の地方創生推進交付金により、複数年度にわたり、**継続的かつ安定的に支援**。

② 地方大学・地域産業創生事業

100億円

- 国が策定する産業振興・専門人材育成等に関する基本方針を踏まえ、首長主宰の**コンソーシアム**（地方公共団体、地方大学、産業界等で構成）を構築し、**地域の産業振興・専門人材育成**の計画を策定。
- 同計画に位置付けられた地方公共団体や地方大学等の事業のうち、国の有識者委員会の審査を経て優れた事業として認定を受けたものに対して、**新たな交付金により支援**（原則5年間）。
- 地方公共団体等が設定した**KPI**を、国の有識者委員会において**毎年度検証し、PDCAサイクルを実践**。

③ 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）

6,777億円

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージごとの内訳は以下の通り。
 - i) **地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする** 2,041億円
 - ii) **地方への新しいひとの流れをつくる**（②の交付金を含む） 611億円
 - iii) **若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる** 1,878億円
 - iv) **時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する** 2,247億円

④ まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政計画）

1兆円

- 地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度以降、地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を計上。
- 少なくとも総合戦略の期間である平成31年度までは継続し、1兆円程度の額を維持。

⑤ 社会保障の充実

1兆67億円

- 子ども・子育て支援制度の円滑な施行を進めるとともに、医療・介護サービスの提供体制改革等を促進。

2. 地方創生推進交付金・ 地方創生拠点整備交付金

地方創生推進交付金

30年度予算額 **1,000億円** (29年度予算額 1,000億円)

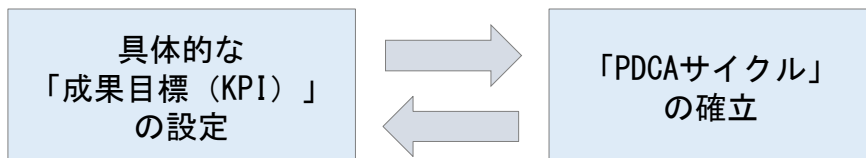
事業概要・目的

○地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。

①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



対象事業・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成、地域経済牽引
- 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング (日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗 等

②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画 (5ヶ年度以内) を作成し、内閣総理大臣が認定する。

30年度からの運用改善

①ハード事業割合

- ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として5割未満。
- ・ただし、ソフト事業との連携により、高い相乗効果が見込まれる場合は、5割以上 (上限8割未満) になる事業であっても申請可能。

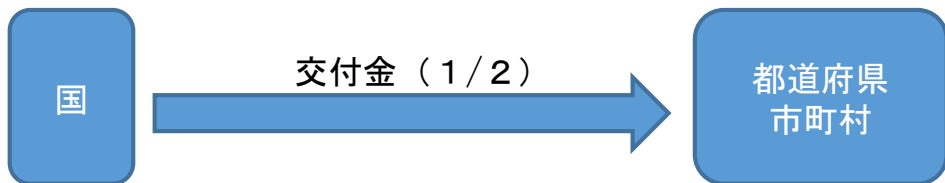
②横展開タイプの交付上限額の引上げ (事業費ベース)

【都道府県】	先駆	6.0億円 (29年度 : 6.0億円)
	横展開	2.0億円 (29年度 : 1.5億円)
【市区町村】	先駆	4.0億円 (29年度 : 4.0億円)
	横展開	1.4億円 (29年度 : 1.0億円)

③KPIの実績に基づいた事業計画の見直し

- ・申請時に、実績を踏まえたPDCAサイクルによる事業の見直しを反映した事業計画の提出を求める。

資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる)

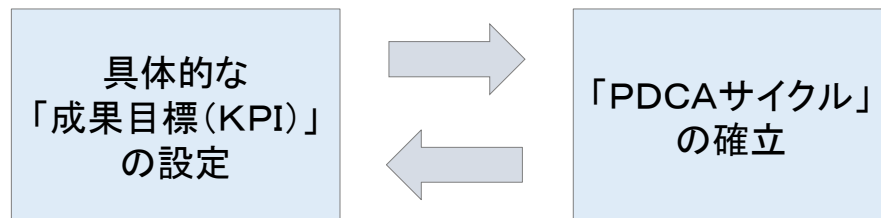
生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金

29年度補正予算額（案） 600億円（事業費ベース 1,200億円）

事業概要・目的

○「生産性革命」等に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進します。

- ① ローカルイノベーションをはじめとする、地域の中堅・中小・小規模事業者の「生産性革命」等につながる先導的な施設整備を支援
- ② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組



事業イメージ

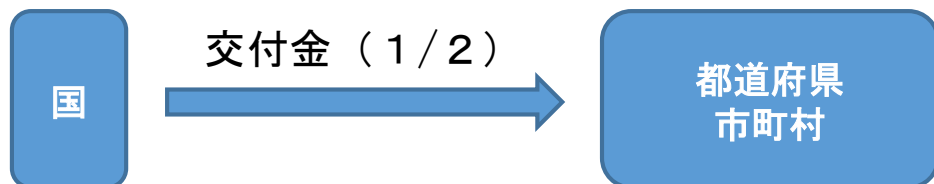
【主な対象施設のイメージ】

- 地域の製造業が行う低コスト・高精度の研究開発や、地域産品の高付加価値化につながる研究開発のための拠点の整備
- 地域の中堅・中小企業・小規模事業者の生産性や所得の向上につながる研修拠点等の整備
- 地域の食肉加工業者、水産加工業者等を集約化・大規模化する加工処理施設の整備
- ドローンや自動走行、AIなど近未来技術の活用を促し、その実証・実装に向けた拠点の整備

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

資金の流れ

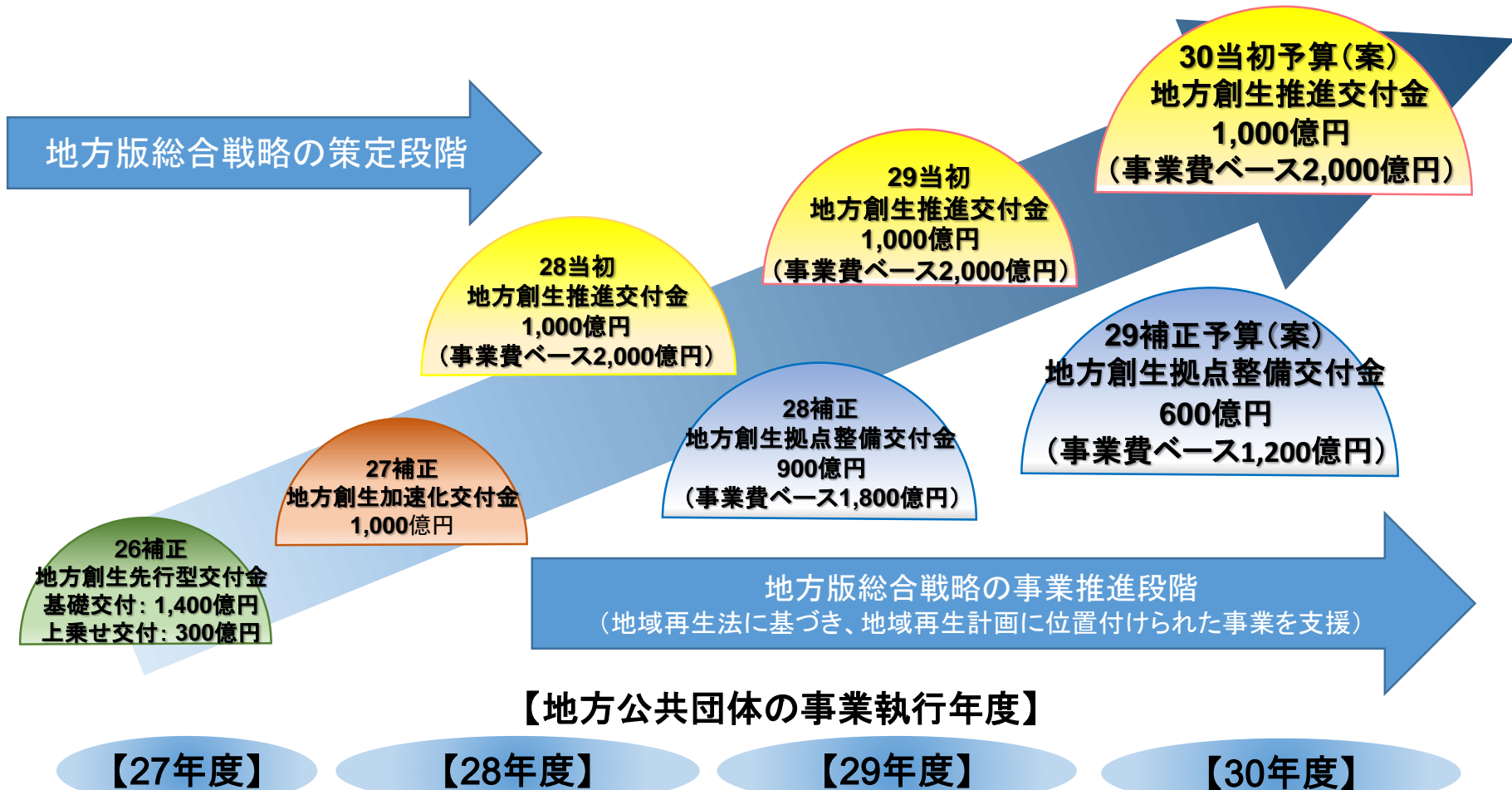


期待される効果

○「生産性革命」等につながる施設整備等を行うことにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化に寄与します。

地方創生関係交付金の概要（イメージ）

- 自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援
- KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



2. 地方大学・地域産業創生事業

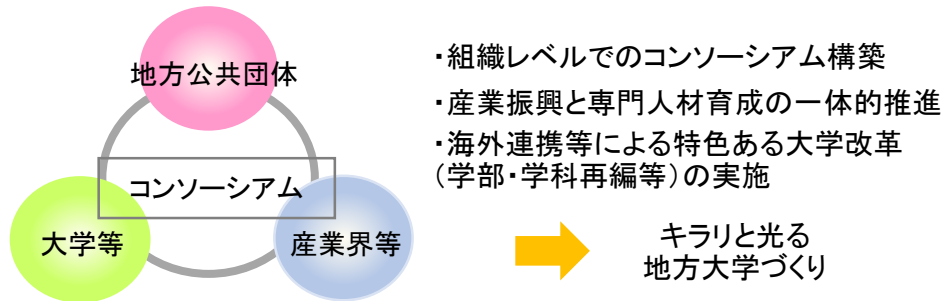
地方大学・地域産業創生事業

30年度概算決定額 内閣府及び文部科学省合計 100億円

〔内閣府計上分：75億円（地方大学・地域産業創生交付金20億円、地方創生推進交付金活用分50億円、関連事業5億円）
文部科学省計上分：25億円〕

事業概要・目的

- 地方を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが重要です。
- このため、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を、新たな交付金により重点的に支援します。
- これにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めます。
- この地方大学振興策と東京の大学の定員抑制、若者の雇用創出の3点から成る法案を次期通常国会に提出し、地方における若者の修学・就業の促進を強力に進めます。

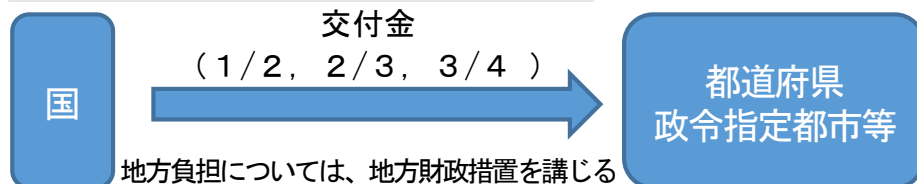


事業イメージ

- 【内閣府交付金分（70億円）及び文部科学省計上分】
- 国が策定する産業振興・専門人材育成等に関する基本方針を踏まえ、首長主宰のコンソーシアム（地方公共団体、地方大学、産業界等で構成）を構築し、地域の産業振興・専門人材育成の計画を策定。
 - 同計画に位置付けられた地方公共団体や地方大学等の事業のうち、国の有識者委員会の審査を経て優れた事業として認定を受けたものに対して、新たな交付金により支援（原則5年間）。
 - 地方公共団体等が設定したKPIを、国の有識者委員会において毎年度検証し、PDCAサイクルを実践。
 - このほか、新たな交付金の対象となる大学においては、文部科学省計上分（国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革総合支援事業のうちの25億円分）を内閣府交付金と連動して執行。

- 【関連事業分】
- 上記の関連として、以下の事業を計上。
 - ・地方と東京圏の大学生対流促進事業（3.3億円）
 - ・地方創生インターンシップ事業（0.6億円）
 - ・サテライトキャンパス調査事業（0.1億円） 等

資金の流れ（内閣府交付金分）



期待される効果

- 地域の産業振興、専門人材育成等の取組の推進により、地域の生産性の向上、若者の定着を促進します。
- 「キラリと光る地方大学づくり」により、学生の地方大学への進学が推進され、東京一極集中の是正に寄与します。

3. 地方創生に取り組む地方への 人材・情報・財政面での支援

地域経済分析システム（RESAS）による地方版総合戦略支援事業

30年度概算決定額 1.4億円（29年度予算額 1.5億円）

事業概要・目的

○政府は、地方公共団体による地方版総合戦略の策定や様々な主体による地方創生の推進に向けた取組等を情報面から支援するため、地域経済分析システム（RESAS（Regional Economy and Society Analyzing System）：リーサス）を提供しています。このシステムは、地域経済に関する官民の様々なビッグデータを活用し、地域の特性や課題をわかりやすく「見える化」するものです。

○本事業においては、地域ぐるみでの地方創生の実現を情報面から支援するため、地方公共団体をはじめ教育機関、民間企業、NPO、住民等に対してリーサスの本格的な普及・活用を推進します。

○具体的には、①有識者の派遣、②内閣府及び関係省庁の地方局に活用支援業務を補佐できる政策調査員の配置、③地方公共団体職員及び住民向けの説明会の開催等を実施します。

事業イメージ・具体例

地域経済分析システム（RESAS：リーサス）について

- リーサスは、地域経済に関する官民の様々なビッグデータを活用し、現在及び将来の人口構成、人口の転入・転出先、産業集積（企業間取引）、観光地における人の流れ、各種指標の地方公共団体間の比較等を簡易に扱うことを可能とし、地域の特性や課題をわかりやすく「見える化」するシステムです。
- 各地方公共団体による、客観的なデータに基づく地方版総合戦略策定における目標KPIの設定や、PDCAサイクルの確立等を支援します。

<リーサスの備える機能(マップ)の例>



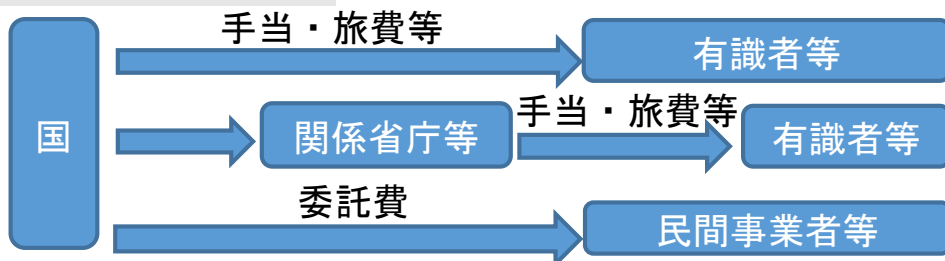
【人口マップ】

人口推計・推移、転入転出などを地域ごとに比較しながら把握可能

【産業構造マップ】

売上や雇用で地域を支える産業が把握可能

資金の流れ



期待される効果

○地方公共団体が、地方版総合戦略の策定及び具体的施策の検討・実施にあたり、データに基づき地域の現状の分析や課題を把握することにより、地方創生の実現に向けた地方公共団体や様々な主体による施策の費用対効果が高まることが期待されます。

地方創生リーダーの人材育成・普及事業

30年度概算決定額 3.0億円 (29年度予算額 0.1億円)

事業概要・目的

○地方版総合戦略の実行段階においては、地方創生リーダーの人材育成・確保等が重要です。そのため、以下の事業に取り組みます。

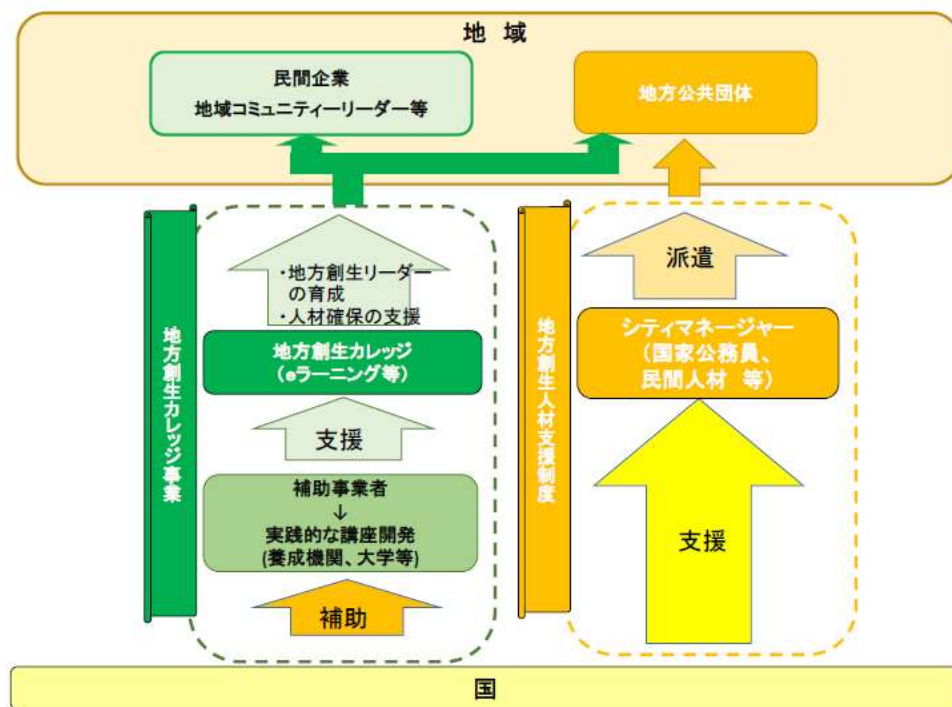
①地方創生カレッジ事業

地方創生の本格的な事業展開に必要な人材を育成・確保するため、実践的な知識をeラーニング講座で提供するほか、必要に応じて実地研修も効果的に取り入れることで知識やスキルを習得できるようにする取組です。

②地方創生人材支援制度

地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を、市町村長の補佐役として派遣し、地域を支援します。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

○地方創生カレッジ事業により、地方創生に必要な高度な専門性を有した人材の確保・育成を支援していきます。
○各地方公共団体における総合戦略を実行する自走力の高い事業主体の形成及び人材の確保が容易になり、円滑かつ効果的な取組が期待できます。

地方創生推進交付金効果検証事業

30年度概算決定額 1.4億円 (29年度予算額 0.4億円)

事業概要・目的

【概要】

- 地方創生推進交付金等で採択された平成29年度事業について、外部有識者による効果検証や課題分析（委託調査）を実施して、その課題や参考事例をまとめることにより、地方創生に向けた取組に関して先進・優良事例の横展開を図ります。
- 平成29年度に取りまとめ予定の評価手法やPDCAサイクルの手順に関する手引きを踏まえ、地方公共団体が、自らの行う事業について実効的なPDCAサイクルを回すことができているかを検証します。
- 本交付金の各地方公共団体への交付手続き等を行うために必要な地方創生推進交付金の選定・運用等を行います。

【目的】

- 地方創生の更なる深化のため、地方創生推進交付金等の採択事業に関し、先進的で優良な事例の展開促進や実効的なPDCAサイクルの構築に必要な基盤を整備することにより、地方公共団体におけるワイズ・スペンディングの仕組みの強化を進めます。

事業イメージ・具体例

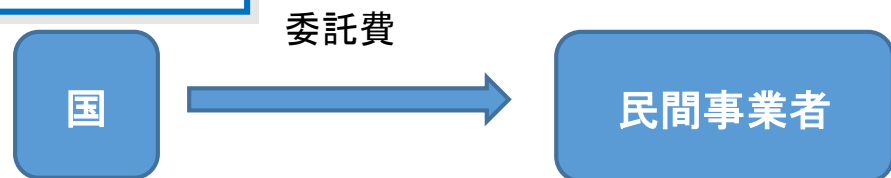
【対象事業】

- 地方創生推進交付金の採択事業、地方創生拠点整備交付金の採択事業について、KPIの実績等に関する分析を行うとともに、
 - ・しごと創生
 - ・地方への人の流れ
 - ・働き方改革
 - ・まちづくりの各分野から代表的な数事例を抽出し、それぞれについて外部有識者による効果検証や課題分析を実施します。
- 事業の担当者や関係者へのヒアリング、効果検証や課題分析の結果に基づく改善プロセスを実施します。その結果について、関係者の間で周知・更なる展開を図ります。
- 全国の地方公共団体に地方創生推進交付金の制度・手続きの説明会等をブロックで開催する等の取組を行います。

期待される効果

- 外部有識者による効果検証と課題分析を通じ、地方創生に取り組む意欲的な地方公共団体において、適切な効果検証手法やPDCAサイクルが普及するとともに、優良事例の横展開が推進されることが期待されます。 12

資金の流れ



地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）普及促進事業

30年度概算決定額 0.5億円（29年度予算額 0.1億円）

事業概要・目的

- 平成28年度に創設された地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、国が地域再生法に基づき認定する地方公共団体の地方創生事業に対し、企業が寄附を行った場合に、損金算入措置と合わせて最大で寄附額の約6割が法人関係税で軽減される制度です。

例）100万円寄附すると、法人関係税において約60万円の税が軽減



- この制度は、地方創生の取組に対し民間企業の資金を寄附という形で呼び込み、地方公共団体が政策面で工夫を凝らすことを促すものです。平成30年度に3年目を迎える本制度の更なる活用及びそれに伴う地方創生の進展を図るため、制度概要や優良事例に係る広報をさらに強化します。

事業イメージ・具体例

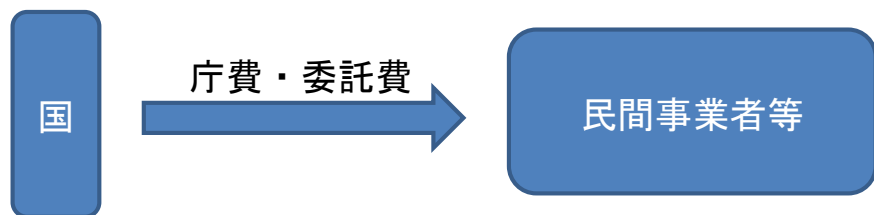
- 制度紹介ムービーの作成
制度の概要説明、事例紹介を取り入れた10～15分程度のムービーを作成し、国や都道府県等が主催する説明会等において活用。
- 優良事例集の作成
優良事例を調査し、具体の事業に加え、地方公共団体の工夫や企業の寄附にかかる経緯等も含めた事例集として取りまとめ。



地域産業を支える人材の育成
に向けた取組(岡山県玉野市)

- アンケート調査の実施
制度認知度や企業の寄附志向等、平成30年度以降の効果的なPRの前提となる事項を調査・分析。

資金の流れ



期待される効果

- 本事業により、地方公共団体においては、新たに地方創生に効果の高い事業の企画・立案を行い、民間企業においては、本制度を活用した寄附をさらに行うことで、地方創生事業が進展し、地方創生の深化につながるものです。

地域再生支援利子補給金

30年度概算決定額 **2.4億円** (29年度予算額 2.7億円)

事業概要・目的

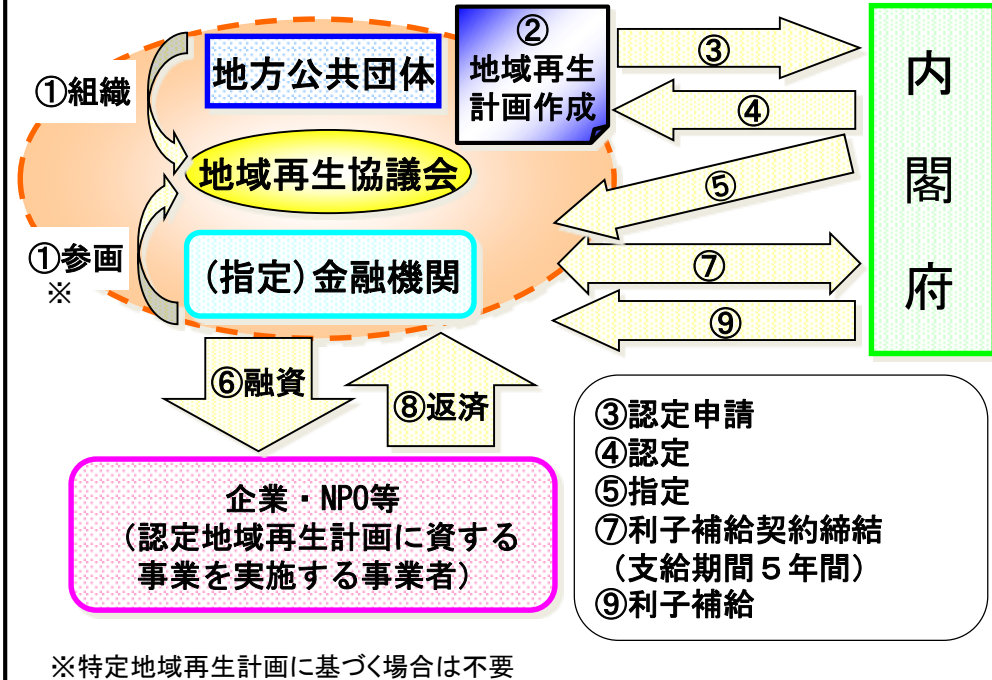
○概要：認定された地域再生計画に資する事業を行う事業者が、金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定（以下「指定金融機関」という。）したうえで、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けした日から起算して5年間です。

また、具体の実施事業を計画に記載する特定地域再生計画に基づく場合は、金融機関が地域再生協議会の構成員であることを必要としない要件緩和を行います。

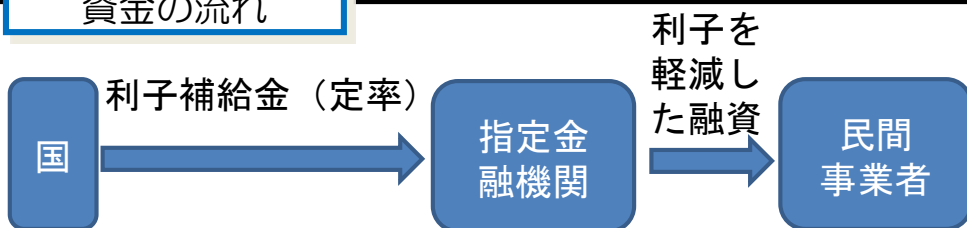
○目的：地域再生を総合的かつ効果的に推進するという地域再生法の目的に資するため、投資を誘発し、地域経済を活性化させ、雇用の創出を図ることを目標に、金融面での支援を行うものです。

事業イメージ・具体例

○地域再生支援利子補給金のイメージ



資金の流れ



期待される効果

- 投資誘発、地域経済の活性化、雇用の創出が期待されます。
- 平成30年度については、支給対象となる融資額は105億円を予定しています。

4. 地方創生に係る検証・調査事業等

地方創生推進のための調査・分析事業

30年度概算決定額 0.3億円 (29年度予算額 0.2億円)

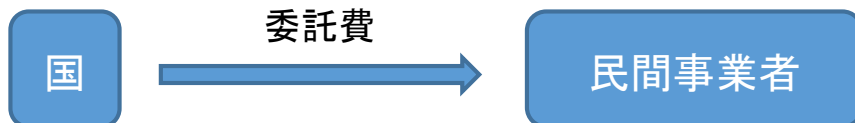
事業概要・目的

- 国においては、毎年、国と地方の「人口ビジョン」や「総合戦略」の策定・見直しに必要な調査研究・分析等を行って、国における各種検討に活かすとともに、地方公共団体に必要なデータの提供等を行っています。
- 平成30年度は、国の「総合戦略」の4年度目を迎え、その後における2020年度からの次期5カ年の「総合戦略」等の検討を行う必要があります。
- このため、確かな根拠に基づく政策立案（EBPM：Evidence Based Policy Making）の観点から次期総合戦略の検討・策定に資する、調査研究・分析等を行います。

事業イメージ・具体例

- これまでの国及び地方における地方創生の取組を踏まえた上で、以下のような施策についての調査・分析を行います。
 - ・出生数や出生率の向上に資する施策
 - ・大都市から東京圏への転出超過抑制に資する施策
 - ・大都市部の高齢化に対する施策
 - ・地方において人口減少が著しい地域における生活圏維持のための施策 等
- 結果は、国の総合戦略の評価・見直し等に活用するとともに、好事例の横展開や参考分析等として、地方公共団体に提供し、地方の取組を支援します。

資金の流れ



期待される効果

- 国や地方公共団体の地方創生における現在の取り組みの評価・改善の基礎資料となるとともに、次の5カ年の戦略等の検討の基礎資料となります。

近未来技術の実装推進事業

30年度概算決定額 0.2億円（新規）

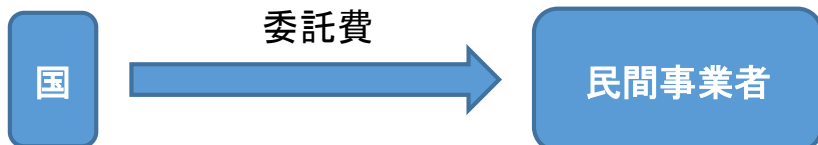
事業概要・目的

- 現在、ドローンや自動運転等の近未来技術について、国家戦略特区等も活用し、実現に向けた実証実験が進められていますが、今後、地方創生の観点からも、近未来技術を活用し、地方における生産性の向上や公共交通の維持など、様々な取組が進められることが期待されます。
- 近未来技術を活用した新しい地方創生の取組を推進するため、地方創生の観点から革新性、先導性と横展開可能性を有する施策について、地方公共団体から提案を募集し、優れた提案について事例集としてとりまとめ、地方公共団体へ周知することで、全国への横展開を図ります。
- 平成29年12月22日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」において、「近未来技術の実装による新しい地方創生を目指し、地方創生の観点から革新的で、先導性と横展開可能性の最も優れた施策について、地方創生推進交付金をはじめとする関係府省庁による支援を行う」とされています。

事業イメージ・具体例

- 近未来技術を活用する取組の気運醸成
地方公共団体から、ドローンや自動運転等、近未来技術を活用する事業で、革新性・先導性・横展開可能性を有するものについて提案を募集し、特に優秀な取組については表彰を行うなど、近未来技術の活用について、気運の醸成を図ります。
- 優れた提案に係る事例集の作成・横展開の推進
優れた提案については、事業の構想から具体化までの重要なポイントや克服した課題等を、ヒアリング・現地調査等で深掘りします。
これを事例集としてとりまとめ、地方公共団体へ周知を行うことで、近未来技術を活用した新たな地方創生について全国への横展開を図ります。
- なお、優れた提案については、関係府省庁による支援策を講じることとします。

資金の流れ



期待される効果

- 地方創生における新たな展開として期待される近未来技術の活用について、地方公共団体における取組気運の醸成や、全国への横展開を推進します。

多業種連携型しごと創生推進事業

30年度概算決定額 0.4億円（新規）

事業概要・目的

- 地方創生を実現するに当たっては、地域の様々な産業の発展と所得向上を通じた地域経済の活性化が必要であり、そのためには、全国レベル含め、多くの地域において、業種の枠を超えて地域の民間団体の積極的な相互連携が不可欠です。
- 一部の地域では、マーケットインの観点からの地域特産品の開発や、その販路の確保の面で成果を挙げている地域もあるところ、そのような取組の実態把握やモデル事例の研究も進められています。
- 今後、業種の枠を超えた地域の民間団体の相互連携を深めながら、新たな事業機会を創出し、互いの成長発展を実現していくため、そのような成功事例の横展開を図り、全国的に広めていくことが必要です。

事業イメージ・具体例

- 農林漁業や商工業等の業種の枠を超えた地域の民間団体等の相互に連携した取組について、地域特産品の開発やその販路拡大の面で成功しているモデル事例等について、広く一般に周知するためのシンポジウムを開催します。

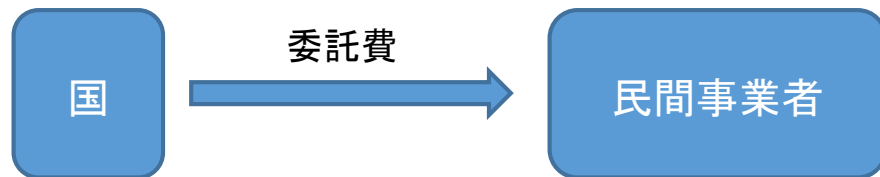
（多業種連携の事例）

<和歌山ジンジャーエールの開発>

地元特産の生姜を活用し、JAわかやまと和歌山商工会議所等が連携して「和歌山ジンジャーエール」を共同開発。これまで4種類を販売しており、平成22年に発売された第一弾の「生姜丸しばり」は年間100万本の大ヒットとなり、大手航空会社の機内販売にも採用された。



資金の流れ



期待される効果

- 業種の枠を超えて地域の民間団体等が相互に連携・協力し成長発展する事業が全国で積極的に実施されることにより、地域経済を活性化することを通じて、地方創生が実現します。

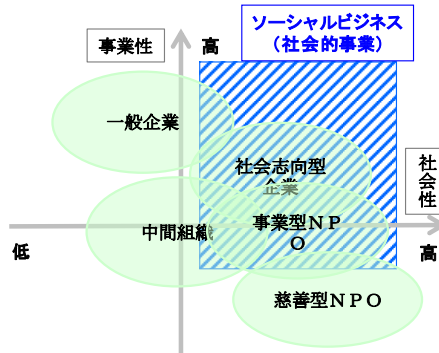
社会性認定実証に関する調査事業

30年度概算決定額 0.3億円（新規）

事業概要・目的

○社会的課題先進国の我が国では、事業性と社会性を両立させつつ、民の力で課題解決を図る社会的事業（※）の育成は、成長力の重要な源泉であり、中でも独力で社会的投資を呼び込める社会的事業実施主体（ソーシャルベンチャー）の育成は急務です。

※例:「障害のない社会」を目指し、発達障害の子供に対する教育・就労支援を収益性を兼ねそえたビジネスモデルで実施する事業。



○より事業の社会性が高い傾向にある地方において、社会的事業が認知されヒト・モノ・カネを呼び込むことは、地方創生に資するため、社会的事業の社会性認定の試行及び効果検証を実施します。

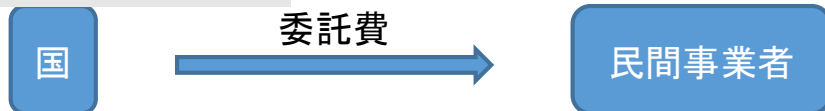
事業イメージ・具体例

○収益性と社会性を兼ね揃え、社会的課題の解決を目指す事業の社会性を認定する仕組みを構築するため、先駆的な認定手法に関して、評価の妥当性や展開可能性について検証を行います。

【モデル事例（例）】

- ① 社会的事業の専門家が個別に事業の社会性を認定するモデル
- ② 株式市場（証券取引所）に「社会的事業」の銘柄を作り、市場からの評価に委ねるモデル
- ③ 財務の専門家である士業（税理士等）が事業ガバナンスを明確化し、事業の評価を試みるモデル
- ④ マイクロファイナンス（クラウドファンド等）を用い、より広範な人的資源を活用するモデル 等

資金の流れ



期待される効果

○世界の社会的インパクト投資は、2020年には40兆～100兆円規模まで成長するという予想もあり、現状340億円程度に留まる我が国の社会的投資水準の向上と、それを通じた地方への投資を促進します。

子供の農山漁村体験推進事業

30年度概算決定額 0.2億円（新規）

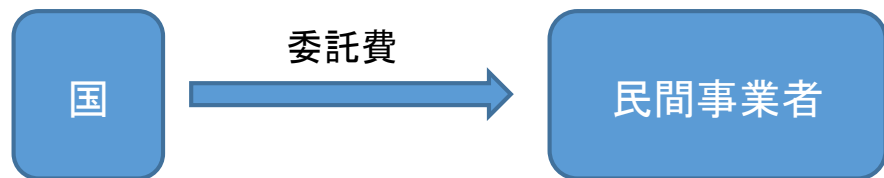
事業概要・目的

- 関係省庁において、平成20年度より、小学校における農山漁村での宿泊体験活動を1学年に相当する約120万人に展開することを目標に、小学校を対象とした農山漁村での宿泊体験活動の推進等に積極的な支援を行ってきました。
- しかしながら、約9割の小学校において宿泊を伴う自然体験活動が実施されている中、農山漁村での宿泊体験活動等の実施は一部に留まっており、質・量ともに充実が求められています。
- 平成29年12月22日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」において、「送り手側、受け入れ側の課題等について関係省庁において連携して検討を進め、2018年夏を目途に施策の基本方向について成案を得る。」とされています。

事業イメージ・具体例

- 全国の子ども農山漁村交流プロジェクトの受入協議会の担当者や送り手側の教育委員会、学校関係者、その他関係者へのヒアリング、先進地域とその他の地域の比較分析、体験した児童生徒への教育効果（農林漁業や自然に親しむマインドの醸成等）の分析や目標設定のための需要調査等、施策の具体化に資する調査を実施します。
- 特に、農山漁村での体験活動等の質・量をとともに充実させるとともに、自立的・持続的な交流の拡大と定着に向けて、送り出す学校側と受け入れる地域をマッチングする仕組み作り、これらをコーディネートする人材の育成・強化、ノウハウの共有手法等について調査・分析を行います。

資金の流れ



期待される効果

- 送り出す学校側、受け入れる農山漁村の双方について課題等の分析を行い、農山漁村での体験活動等の質・量の充実の妨げとなっている阻害要因を調査・分析し、子供の都市農山漁村体験を推進します。

サテライトオフィスを活用したアウトリーチ支援事業

30年度概算決定額 0.1億円（新規）

事業概要・目的

- 地方創生について、今後とも、意欲と熱意のある地方公共団体に対しては、情報支援、人材支援、財政支援の地方創生版・三本の矢で強力に支援します。
- 一方で、地方公共団体のなかには意欲はあるものの、地域のマンパワーの不足などにより、地方創生推進交付金をはじめとした多様な支援策を十分に活用できていないなど、自主的・主体的で先導的な取組を具現化するうえで課題を抱えている地方公共団体が存在します。
- そのような課題を抱えている地方公共団体に対し、新たに地方に国のサテライトオフィスを設置し、ここを拠点に国の職員自らが地方公共団体に出向き、職員と情報交換、意見交換等を行い、課題の解決に向けた助言等を行うことで、地方創生の加速化を図ります。
加えてテレワークやリモートアクセスに取り組むことで、国家公務員の働き方改革を推進します。

事業イメージ・具体例

- 地方公共団体の協力を得て、地方にサテライトオフィスを設置した上で、国の職員自らが地方公共団体に出向き、地方公共団体の課長クラス等と連携し、課題の解決に向けて取り組みます。併せて、随時、地方公共団体の相談を受け付けることのできる相談窓口をサテライトオフィスに開設します。

〔 サテライトオフィスの設置期間は1ヶ所につき3週間程度、8ヶ所（1広域ブロックあたり1ヶ所）を1年かけて巡ります。 〕

- 資料作成や本省への報告はリモートアクセスやウェブ会議等を活用します。

平成29年度に実施したサテライトオフィス試行の様子



（青森県八戸市）



（高知県安田町）

資金の流れ



期待される効果

- 地方公共団体が抱えている課題が解決されることで、自主的・主体的で先導的な取組が全国で具現化し、地方創生を加速化します。
- 国家公務員のテレワーク、リモートアクセス等の「働き方改革」の推進に寄与します。

中心市街地活性化推進事業

30年度概算決定額 0.1億円 (29年度予算額 0.1億円)

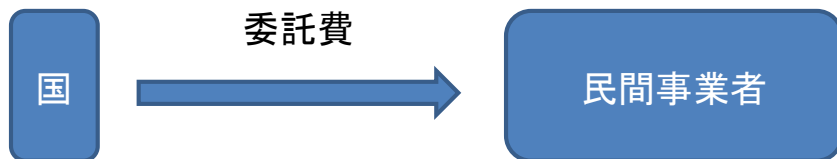
事業概要・目的

- 平成18年度に「中心市街地の活性化に関する法律」が施行されて以降、全国142地方公共団体において基本計画が認定され活性化に取り組んできました。また、平成26年の法改正及び基本方針変更により、新たな支援措置を盛り込むとともに、PDCAの強化といった制度・運用の見直しも行ってきたところです。
- しかしながら、全国的に人口減少、商業の郊外化やECの加速化が進む中、中心市街地に賑わいを取り戻すことは難しくなっている状況において、より一層、地方創生の各種取組と連携しながら中心市街地活性化施策を効果的に推進していくことが必要です。
- 平成30年度は、認定制度導入後10年間の中心市街地活性化の取組の効果分析を含め中心市街地の実態調査を行い、今後の中心市街地活性化に係る制度運用の方向性等について検討を行います。併せて、まち・ひと・しごと創生基本方針2017を踏まえ、稼げるまちづくりの推進を図ります。

事業イメージ・具体例

- 認定基本計画終了後の効果分析等の実態調査を行い、中心市街地活性化に係る制度運用の課題等を把握します。具体的には、計画終了地方公共団体に対し、実施施策・事業とその効果や課題等についてアンケート調査を実施するとともに、地方公共団体やまちづくり団体等に対して現地ヒアリング調査を行います。
- また、国による認定制度を活用せず、独自計画等により中心市街地活性化の取組を行っている地方公共団体に対し、認定制度を活用しない理由や、独自の施策・事業とその効果や課題等についてアンケート調査を実施するとともに、地方公共団体やまちづくり団体等に対して現地ヒアリング調査を行います。
- 稼げるまちづくりの全国展開を推進するため、平成29年3月に取りまとめた稼げるまちづくり取組事例集「地域のチャレンジ100」の掲載事例について、取組や効果の持続性等に関するフォローアップ調査を実施します。

資金の流れ



期待される効果

- 認定基本計画終了地方公共団体や認定制度未活用地方公共団体の取組や効果分析等を通じ、制度運用の課題等を把握することで、今後の中活制度の充実を図ることができます。
- 効果的な中心市街地活性化施策の推進により、まちの賑わいを再生し、経済活力の向上等に寄与します。22

地方創生に向けた自治体SDGs推進事業

30年度概算決定額 5.0億円（新規）

事業概要・目的

- 地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組は、地方創生の実現に資するものであり、その取組を推進することが重要です。
- このため、地方公共団体によるSDGsの達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市・地域を選定するとともに、特に先導的な取組については、モデル事業として選定し、資金的に支援をします。
- また、そうした成功事例の普及展開等を行うことで、地方創生の深化につなげます。
- 平成29年12月22日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において、「地方創生の一層の推進に当たっては、持続可能な開発目標（SDGs）の主流化を図り、SDGs達成に向けた観点を取り入れ、経済、社会、環境の統合的向上等の要素を最大限反映する」とされています。

事業イメージ・具体例

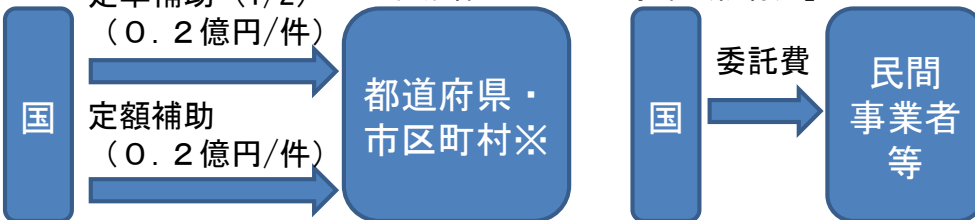
- SDGsの理念に沿った統合的取組により、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い先導的な取組を支援します。
- また、地方創生に資する地方公共団体によるSDGsの達成に向けた取組を、国際会議の開催等を通じて普及展開を図り、広く国内に浸透させるとともに、海外の都市等との知的ネットワークを構築します。

期待される効果

地方公共団体によるSDGsの達成に向けたモデル的な先進事例の創出と普及展開活動を通じ、SDGsを地方公共団体業務に広く浸透させて、地方創生の深化につなげます。

資金の流れ

※公募により選定された「自治体SDGsモデル事業（仮称）」



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標



環境未来都市推進事業

30年度概算決定額 0.3億円 (29年度予算額 0.6億円)

事業概要・目的

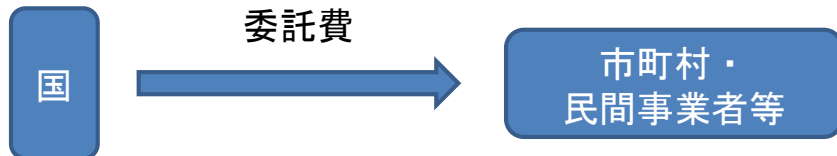
- 「環境未来都市」構想は、限られた数の特定の都市・地域を環境未来都市として選定し、そこで環境や超高齢化等の点で優れた成功事例を創出するとともに、それらの国内外への普及展開を図るものです。
- 日本再興戦略（平成25年6月14日付閣議決定）にも、「環境未来都市などの施策については、今後とも継続して着実に進めていく」と記載されました。
- 本事業は、「環境未来都市」構想の推進に向けて、選定した環境モデル都市・環境未来都市の取組実現に向けた支援を行うとともに、それらの取り組みを国内外に広く普及展開するための環境を整備することを目的とします。

事業イメージ・具体例

- それぞれの環境モデル都市・環境未来都市の取組の進捗を客観的に評価し、それらの早期実現に向け、有識者による助言・現地でのコンサル等による支援を行います。また、取組の参考とするべく、国内外の事例を調査分析し、各都市に情報として提供します。
- 環境モデル都市・環境未来都市における取組を国内外に普及展開させるため、国際会議の開催やウェブサイトの運営等を通じて、海外の都市等との知的ネットワークを構築します。



資金の流れ



期待される効果

- 世界における共通の課題である環境や超高齢化の解決に向けた、世界に比類ない成功事例の創出と普及展開により、それぞれの環境モデル都市・環境未来都市において需要拡大、雇用創出、国際課題解決力の強化が期待されます。

産業遺産の世界遺産登録推進事業

30年度概算決定額 2.2億円 (29年度予算額 2.9億円)

事業概要・目的

○事業概要

平成27年7月にユネスコ世界遺産委員会において「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産登録されましたが、その決議では構成資産の管理保全やインタープリテーション戦略等、多岐にわたる勧告がなされました。これらの課題に対応するため、国内外の有識者等からの指導・助言等を得ながら調査研究を実施します。

○目的

世界遺産委員会からの勧告に対応し、構成資産の管理保全やインタープリテーション戦略が適切に行われることを目的とします。

○経緯

- ・「稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱いについて」(平成24年5月25日閣議決定)
- ・「明治日本産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の世界遺産への推薦について(平成26年1月17日閣議了解)
- ・世界遺産委員会において世界遺産登録決定(平成27年7月)

事業イメージ・具体例

- ①世界遺産委員会からの勧告への対応に係る調査研究：
 - ・構成資産の適切な管理保全措置に係る調査研究。
 - ・来訪者による構成資産への影響及び対応策に係る調査研究。
 - ・構成資産の管理等に関わるスタッフ等の育成に係る調査研究。
 - ・世界遺産価値の理解増進のための効果的なインタープリテーションの内容に係る調査研究。
- ②有識者からの指導・助言：
 - ・世界遺産委員会からの勧告への対応等に関する助言を得るための有識者会議の開催。
 - ・世界遺産としての適切な管理保全手法、効果的な普及啓発手法等に係る指導のための海外専門家の招聘。
 - ・世界遺産委員会参画に係る海外有識者との協議。
- ③国内専門家等の派遣：
 - ・正しい遺産価値について国際的な理解を得るための国内専門家等の海外への派遣。

期待される効果

- 世界遺産としての管理保全が適切に実施されるとともに、世界遺産委員会からの勧告への対応を的確に果たすことができます。
- 世界遺産・産業遺産としての価値が国内外に正しく理解されます。

資金の流れ

国

謝金・旅費等

民間事業者等

民間の投資を呼び込む都市再生の推進

30年度概算決定額 0.5億円 (29年度予算額 0.1億円)

事業概要・目的

○都市再生本部(総理・本部長)では、都市の諸機能は国力の源泉であるとの認識の下、緊急に整備すべき地域(都市再生緊急整備地域)を政令指定し、都市計画特例を適用すること等により、年間1兆円規模の民間投資を実現し、大きな成果を上げてきました。

○しかしながらアベノミクスを更に推し進め、より強力なわが国経済の基盤を形成するためには、大都市や中枢・中核都市等への、一層、質が高く集中的な投資が不可欠となります。

○そのためには、可能な限り早期の段階から、各地の産官学金の関係者が情報を共有し、民間からの提案を幅広く集める等、魅力的な都市再生方針やプロジェクト案件の形成、リスクマネーを含めた民間資金を呼び込むための投資家への分かり易い説明等が必要です。

○未来投資戦略2017及び骨太方針2017には、これらの観点から、政令指定の候補地域の早期公表や都市再生の見える化情報基盤「i-都市再生」の活用が位置付けられたところであり、本事業では情報基盤の整備と候補地域での活用、施策効果の検証に関する検討等を行うことにより、質と量の両面から民間投資の喚起を一層促進します。

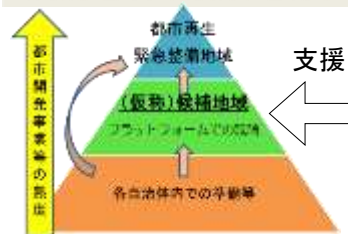
事業イメージ・具体例

○年間約1兆円の民間投資(直近5年平均)、地価1.52倍・人口1.44倍の伸び(指定時から直近の推移)(都市再生緊急整備地域内)

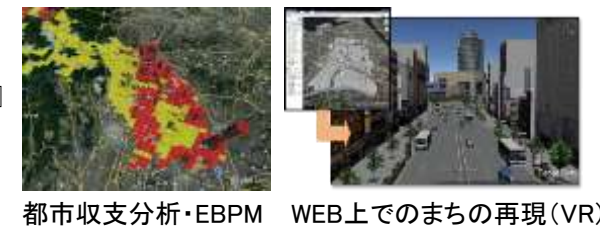
○民間提案や工夫を引き出しリスクマネーを更に呼び込むため、以下の事項に関する調査検討を実施

- ①候補地域の決定、公表(産学官金の「地域プラットフォーム」設定)
- ②WEB情報基盤の構築(「i-都市再生」ビジョン共有・EBPMの支援)
- ③都市再生施策の効果検証、都市再生緊急整備地域の評価・見直し

候補地域の設定・公表



i-都市再生



- ・民間投資の質・量の向上
- ・社会的合意形成、投資環境イノベーションの実現

資金の流れ



期待される効果

○質の高い民間投資を効果的に呼び込むことにより、都市再生の実現に向けた取組みを着実に推進することが可能となり、これにより、我が国における都市の魅力向上、国際競争力の強化が図られます。

5. 平成30年度税制改正等

東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、本特例措置を延長(2年間)及び拡充する。

地方拠点強化税制の拡充

1 制度全体の拡充 ※東京23区からの本社機能移転(移転型事業)及び地方の本社機能拡充(拡充型事業)

(1)要件の緩和

●計画認定:移転・拡充先施設で従業員数が10人(中小5人)以上増加
<雇用促進税制の適用要件>
①単年度において全事業所の雇用者数が5人(中小2人)以上増加
②前年度から法人総給与額が法人雇用増加率×30%以上増加
③1人あたり最大控除額60万円適用には前年度からの法人雇用増加率が10%以上

●従業員数が5人(中小2人)以上増加
<雇用促進税制の適用要件>
①移転・拡充先施設の雇用者数が2人以上増加
②法人雇用増加率×20%以上増加
③移転型は5%以上、拡充型は8%以上

(2)支援対象施設の拡充

支援対象施設:本社機能(事務所、研究所、研修所)のみ

工場内の研究開発施設も対象

2 移転型事業の拡充

(1)支援対象外地域の見直し

支援対象外地域:首都圏、近畿圏及び中部圏の中心部

近畿圏及び中部圏の中心部を支援対象に追加
※オフィス減税は他地域と同率。雇用促進税制は最大80万円/人の税額控除

(2)要件の緩和

①対象区域:道府県内の一部に限定
②計画認定:計画期間中の従業員増加数の過半数が東京23区からの転勤者

①小規模オフィス等の立地環境が整った中山間地域等も対象
②初年度に転勤者が過半数であれば、計画期間中では1/4以上の転勤者で可

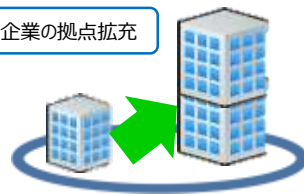
※雇用促進税制の上乗せ部分(30万円×3年=90万円)とオフィス減税は引き続き併用可

地方交付税による減収補填措置の拡充

拡充型(含対内直投)

地方にある企業の本社機能の強化を支援

地方の企業の拠点拡充



地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事認定）

認定要件：特定業務施設で常時雇用従業員増加数が5人(中小2人)以上

対象施設：事務所、研究所、研修所 + 工場内の研究開発施設

対象区域：地域再生計画で指定された道府県の一部の区域

支援対象外地域：東京圏・中部圏・近畿圏の既成市街地等

オフィス減税

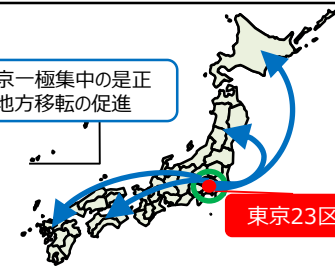
オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**税額控除4%又は特別償却15%**

措置対象：建物、建物附属設備、構築物 取得価額要件：2,000万円（中小企業者1,000万円）

移転型

東京23区からの移転の場合、**拡充型よりも支援措置を深掘り**

東京一極集中の是正
地方移転の促進



東京23区

地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事認定）

認定要件：同左 + 従業員増加数に関する以下の転勤者要件

①計画期間中、増加数の過半数が東京23区からの転勤者 又は

②初年度に過半数が転勤者であれば、計画期間中では1/4以上で可

対象施設：同左

対象区域：同左 + 小規模木匠等の立地環境が整った中山間地域等

支援対象外地域：東京圏の既成市街地等

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**税額控除7%又は特別償却25%**

措置対象：同左

雇用促進税制（本則）

適用要件：①特定業務施設の雇用者増加数（非正規除く）が2人以上 ②前年度から法人総給与額が法人全体の雇用増加率×20%以上増加 ③事業主都合の離職者なし

①法人全体の雇用増加率が8%以上の場合、**増加雇用者1人当たり最大60万円**（注）を税額控除

②雇用増加率が8%未満の場合でも、1人当たり最大30万円を税額控除

①法人全体の雇用増加率が5%以上の場合、**増加雇用者1人当たり最大90万円(80万円*)**（注）を税額控除

《拡充型の1人当たり最大60万円（注）に、増加雇用者1人当たり30万円(20万円*)上乗せ》
* 近畿圏・中部圏の既成都市区域等の場合

②上記①のうち**上乗せ分は最大3年間継続**

ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用
《法人全体の増加雇用者がいなくても、特定業務施設の増加雇用者には適用》

※雇用促進税制の上乗せ部分（30万円×3年＝90万円）とオフィス減税は引き続き併用可

（注）増加雇用者が転勤者及び非正規雇用者の場合は減額。新規雇用者の40%を超える非正規雇用者は対象外。

支援対象地域等について (地域再生法第5条第4項第5号、令第5、11条)

白色地域は地域再生計画を作成することを前提に、「地方活力向上地域」として広く支援対象となる。



東京23区及び支援対象外地域

東京圏

赤色	○東京23区
黄色	○東京都(武蔵野市、三鷹市、八王子市等) ○神奈川県(横浜市、川崎市等) ○埼玉県(川口市、川越市等) ○千葉県(千葉市等) ○茨城県(龍ヶ崎市等)

中部圏中心部

黄色	○愛知県(名古屋市の特定の区域) →移転型事業については、平成30年度から支援対象地域へ(※地域再生法の改正が必要)
----	---

近畿圏中心部

黄色	○大阪府(大阪市の全域、守口市・東大阪市・堺市の特定の区域) ○京都府(京都市の特定の区域) ○兵庫県(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域) →移転型事業については、平成30年度から支援対象地域へ(※地域再生法の改正が必要)
----	---

◆ 東京23区

東京23区からの移転による拠点強化の場合、税制措置を強化。

◆ 支援対象外地域

黄色の大都市等は、地方拠点強化税制の対象外となる。具体的には次のとおり。

- 首都圏整備法で定める既成市街地及び近郊整備地帯(既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域)
- 近畿圏整備法で定める既成都市区域(産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域)
- 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令で定める名古屋市の特定の区域 等

特定地域における住宅用地特例解除措置（固定資産税）

政策の背景

- 地方における空き店舗等の遊休資産を活用することによって、地域の魅力の創出、生産性の向上などを通じ活性化を図る。
- 空き店舗等活用に積極的に取り組む地方公共団体・商店街を支援するため、地方創生推進交付金を含む関係府省による地域全体の価値を高めるための重点支援措置や、固定資産税の住宅用地特例の解除措置等に関する仕組みを検討する必要がある。

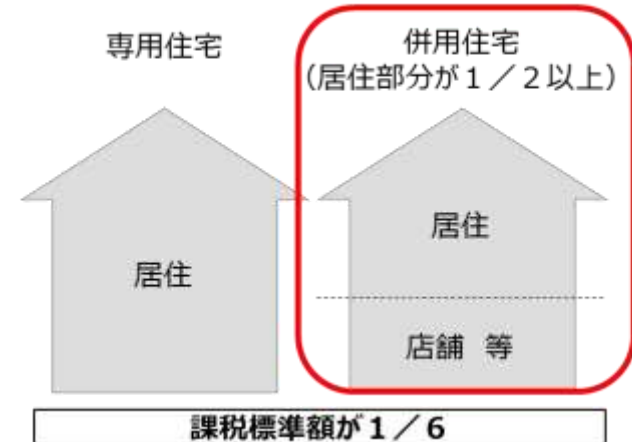
要望内容

地方自治体が計画を策定し、地域が一体となって進める商店街活性化の取組みに対して資金調達等での支援措置を講じる法律の整備を前提に、計画達成に向けた利活用に協力が得られない居住実態のない空家兼空き店舗等には、固定資産税の住宅用地特例を解除できることとする。

政策パッケージ(案)

- 地方創生推進交付金による重点支援措置
- 中小企業庁をはじめとした関係省庁の補助金・交付金等による優先的支援
- 空き店舗等の状態を解消し、新たに事業を行う者に対する、日本政策金融公庫の低利融資の実施
- 地方公共団体が定めた地域において、自治体のもと地域が一体となって作成した計画に基づいて、固定資産税の特例を解除できる仕組み

住宅特例の適用（主なイメージ）



小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の拡充・延長（所得税）

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置を2年間延長するとともに、現在は適用対象外となっている設立時出資についても対象とする

【要望結果】要望通り、2年間の延長と、設立時出資を対象とするよう拡充

地方公共団体が小さな拠点形成事業を位置付けた地域再生計画を策定



内閣総理大臣による
地域再生計画の認定

株式会社による小さな拠点形成事業の実施

【事業のイメージ】

- ① 地域の就業機会の創出
持続的収入を確保し、地域の雇用を創出するための事業
 - ・地元農産物の開発販売
 - ・道の駅等の運営
 - ・農家レストラン、農家民泊の運営 等
- ② 生活サービス等の提供
拠点における生活サービス提供や交通ネットワークの確保等
 - ・日用品の販売
 - ・ガソリンスタンドの運営
 - ・コミュニティバスの運行 等



【個人出資者】
(地域住民・地域外の支援者など)

寄附金控除を適用
(出資額分^(※)を総所得金額から控除)
※ 出資額(1,000万円限度)と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

・対象地域：中山間地域等の生活集落圏(都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア)
・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

人口減少、雇用状況の厳しい中山間地域等における雇用創出、生活サービス機能の確保
暮らし続けられる地域の維持発展

要望内容

現行の国家戦略特区制度において認められている特別償却又は投資税額控除及び固定資産税の特例について、措置の延長を行う。（H26年度創設）

要望結果

見直しの上、**2年間延長**（H32.3.31まで）

※青字は特定中核事業、黒字はそれ以外

○ **特別償却、税額控除**

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められたものが、国家戦略特区内において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除。

		対象資産	延長1年目 (現行の措置どおり)	延長2年目 (H31.4.1以後に大臣確認を受けた 事業実施計画に記載された対象資産)
①特別償却、特別控除	特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	50%	<u>45%</u>
		建物及びその附属設備並びに構築物	25%	<u>23%</u>
	税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	15%	<u>14%</u>
		建物及びその附属設備並びに構築物	8%	<u>7%</u>
②研究開発税制の特例	税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	減価償却費の20%	減価償却費の20%
③固定資産税の特例	課税標準特例	機械・装置、開発研究用器具・備品	1/2	1/2

※特定中核事業：特定事業のうち中核事業となる事業をいい、先端的技術を活用した医療等医療分野及び革新的な情報サービスを活用した農業の生産性向上に係る研究開発を対象とする。

	現行措置(H30.3.31まで)	延長後(H30.4.1～H32.3.31 2年間)
対象事業	以下2事業を対象に含んでいる ○ 国際会議等への外国人の参加者の便宜となるサービスの提供等に関する事業 ○ 外国会社に勤務する者の子女等を対象とした外国語による教育に関する事業	<u>左記2事業を除外</u>
要件の見直し	税制活用要件として 「規制の特例措置」または「利子補給の対象となる指定金融機関からの貸付」	左記要件を以下のとおり見直し 「規制の特例措置」または「利子補給金を受けるもの」

国家戦略特区（所得控除の特例措置の延長）

要望内容

現行の国家戦略特区制度において認められている所得控除の特例（事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度）について、措置の拡充・延長を行う。（平成28年度創設）

要望結果

2年間単純延長（H32.3.31まで） ※拡充(対象分野の拡大)については認められず

【参考】

①対象事業

国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、②の対象分野の事業であり、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。（法律・政省令・告示レベルの規制の特例措置が対象）

②対象分野

「医療」、「国際」、「農業」、「一定のIoT等*」

※ 一定のIoT等：インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業

③主な法人指定要件

【指定期限】 平成30年3月31日

【設立時期】 国家戦略特区の指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満であること。

【事業要件】 専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと。

【区域要件】 特区内に本店又は主たる事務所を有すること。特区外の事業所では、調査、広告宣伝等の業務（補助的なものに限る。）以外の業務を行わないこと。特区外の事業所の従業員数の合計がその法人の常勤従業員数の20%以下であること。

国家戦略特区(エンジェル税制の特例措置の延長)

要望内容

現行の国家戦略特区制度において認められている国家戦略特別区域における個人出資に係る所得控除の特例措置について、2年間の延長を行う。(平成27年度創設)

要望結果 **2年間単純延長(H32.3.31まで)**

【参考】

○ 出資に係る所得控除

認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定の額を控除できる制度。

控除額：取得に要した金額(1千万円が限度)と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額

適用対象：適用期限の日までに発行される株式を払込みにより取得した一定の個人

会社要件：(1)小規模企業(おおむね従業員が20人(商業又はサービス業は5人)以下)
設立後、3年未満のベンチャー企業 かつ 一定の雇用増加かつ、売上高営業利益率 2%以下
など

(2)農業・医療・バイオ分野の中小企業
設立後、5年未満のベンチャー企業 かつ 売上高営業利益率 2%以下 など

国際戦略総合特区(特別償却又は投資税額控除)

要望内容

現行の総合特区制度において認められている国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例について、措置の拡充・延長を行う。(H23年度創設)

要望結果

見直しの上、**2年間延長**(H32.3.31まで)

※拡充(対象分野の拡大)については認められず

○ 特別償却又は投資税額控除

特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。

	対象資産	延長1年目 (現行の措置どおり)	延長2年目 (H31.4.1以後に指定を受けた法人の 事業実施計画に記載された対象資産)
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	<u>40%</u>	<u>34%</u>
	建物及びその附属設備並びに構築物	<u>20%</u>	<u>17%</u>
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	<u>12%</u>	<u>10%</u>
	建物及びその附属設備並びに構築物	<u>6%</u>	<u>5%</u>

	現行措置 (H30.3.31まで)	延長後 (H30.4.1～H32.3.31 2年間)
対象事業	以下2事業を対象に含んでいる ○ 港湾・空港の整備や貨物の運送等に関する事業 ○ 事業機会の創出等、国際的な事業機会の促進に関する事業	<u>左記2事業を除外</u>

要望内容

現行の総合特区制度において認められている地域活性化総合特区における個人出資に係る所得控除の特例について、措置の延長を行う。(H23年度創設)

要望結果

適用期限(H30.3.31)の到来をもって廃止

【参考】

○ 出資に係る所得控除

社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除できる制度。

- ・ 控除額:取得に要した金額(1千万円限度)と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額
- ・ 適用期間:会社指定の日から3年間

廃止理由

創設から現在まで適用案件がなく、今後の適用見込も不明確であるため

6. 地方創生推進交付金の活用のポイント

地方創生推進交付金に関する法律の規定

○地域再生法（平成十七年四月一日法律第二十四号）

第三章 地域再生計画の認定等

（地域再生計画の認定）

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生計画の区域
- 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項
- 三 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

- 一 地域再生計画の目標
- 二 その他内閣府令で定める事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関する事項

イ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業（口に掲げるものを除く。）であって次に掲げるもの

- (1) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
- (2) 移住及び定住の促進に資する事業
- (3) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
- (4) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

地方創生推進交付金の対象事業、評価方法について

1. 趣旨

「地方版総合戦略」に位置付けられ、地域再生法に基づく地域再生計画に認定される地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援する。

2. 実施計画書の記載事項

交付対象事業の背景・概要として以下4点の記載が必要である。

②交付対象事業の背景・概要 (各項目について簡潔に記載)	<A. 地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)>
	<B. 地方創生の実現における構造的な課題>
	<C. 交付対象事業の概要>
	<D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由>
	<E. ハード事業(施設整備等事業)とソフト事業との連携による高い相乗効果> ハード事業(施設整備等事業)の割合が5割以上(8割未満)の事業にあつては、「ソフト事業との連携による高い相乗効果」について記載すること。

平成30年度地方創生推進交付金実施計画より抜粋

3. 事業タイプ

(1) 先駆タイプ

・・・①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携のいずれの先駆的要素も含まれている事業

(2) 横展開タイプ

・・・先駆的・優良事例の横展開を図る事業(上記①に加え、②～④のうち、少なくとも2つの要素が含まれている事業)

4. 支援対象

原則として、以下の(イ)に掲げる事業分野のいずれかに該当し、(ロ)に掲げる事業の仕組みを全て備え、先駆性を有する事業を対象事業とする。

(イ)事業分野

各地方公共団体において、それぞれの地方版総合戦略に位置づけられた事業全般を対象とする。

具体例は、以下のとおりである。

- (1) しごと創生…ローカルイノベーション、ローカルブランディング(日本版DMO、地域商社)、ローカルサービス生産性向上 等
- (2) 地方への人の流れ…移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成 等
- (3) 働き方改革…若者雇用対策、ワークライフバランスの実現 等
- (4) まちづくり…コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市、商店街活性化 等

(ロ)事業の仕組み

- (1) 地域経済分析システム(RESAS)の活用などにより客観的なデータやこれまでの類似事業の実績評価に基づき事業設計がなされていること。
- (2) 事業の企画や実施に当たり、地域における関係者との連携体制が整備されていること。
- (3) KPIが、原則として成果目標(アウトカム)で設定され、基本目標と整合的であり、その検証と事業の見直しのための仕組み(PDCA)が、外部有識者や議会の関与等がある形で整備されていること。
- (4) 効果検証と事業の見直しの結果を公表するとともに、国に報告すること。また、複数年度にわたる地域再生計画の場合において、次年度の交付金申請を行うに当たっては、KPIの達成状況等の検証結果を踏まえるものとする。

5. 重要業績評価指標 (KPI)

(1) KPIの設定

地方創生推進交付金事業におけるKPIの設定にあたっては、事業の成果・進捗を測るため、下記の基本的な視点に留意することが重要である。

視点1：「客観的な成果」を表す指標であること

視点2：事業との「直接性」のある効果を表す指標であること

視点3：「妥当な水準」の目標が定められていること

(詳細は『地方創生推進交付金の事業実施ガイドライン（中間とりまとめ）』を参考にされたい)

KPI① (アウトカムベースで、複数年度を通じて評価指標としてふさわしいもの)							単位	
KPI②							単位	
KPI③							単位	
KPI④							単位	
設定したKPIが複数年にわたって費用対効果を計測するのに適している理由								
地方版総合戦略における基本目標と数値目標								
地域未来投資促進法による同意を受けた基本計画の名称								
基本計画に適合するとして承認された地域経済牽引事業計画の有無								
経済波及効果 (設備投資等の支援を行う場合には記載すること)								
	事業開始前 (現時点)	平成30年度増加分 (1年目)	平成31年度増加分 (2年目)	平成32年度増加分 (3年目)	平成33年度増加分 (4年目)	平成34年度増加分 (5年目)	KPI増加分の 累計	
KPI①【①】							0.00	
KPI②【②】							0.00	
KPI③【③】							0.00	
KPI④【④】							0.00	

(2) KPI実績と事業見直し

設定したKPIの実績値を記載し、平成28年度、平成29年度で達成できなかったKPIについて、その要因を分析して記載する。また、平成28年度、平成29年度のKPIの実績を用いたPDCAサイクルによる効果検証を踏まえて、平成30年度以降の事業見直しの内容・結果・考え方を記載する。

	事業開始前 (現時点)	平成28年度増加分 (1年目)	平成29年度増加分 (2年目)	平成30年度増加分 (3年目)	平成31年度増加分 (4年目)	平成32年度増加分 (5年目)	KPI増加分の 累計
KPI①【①】							0.00
KPI①【①】 実績 ※見込みは下線							0.00
KPI②【②】							0.00
KPI②【②】 実績 ※見込みは下線							0.00
KPI③【③】							0.00
KPI③【③】 実績 ※見込みは下線							0.00
KPI④【④】							0.00
KPI④【④】 実績 ※見込みは下線							0.00
KPI未達成であった場合、 その理由	平成28年度、平成29年度のKPIの実績について、当初予定した値を達成できなかった場合に、その要因を分析して、その概要を簡潔に記載して下さい。						
KPIの実績を踏まえた事業の 見直し内容	平成28年度、平成29年度のKPIの実績を用いたPDCAサイクルによる効果検証を踏まえて、平成30年度以降の事業内容見直しの内容・結果を記載して下さい。なお、平成30年度～平成32年度の経費内訳欄にある「経費内訳変更の理由」では、各年度の見直し内容を詳細に記載して下さい。						
事業の見直し内容の考え方	平成30年度以降の事業内容見直しについての考え方を記載して下さい。なお、単に会議開催状況や「事業内容見直しを検討して了承された」と記載して済ませるのではなく、議論の論点・要点が分かるような記載として下さい。						

6. 評価方法

先駆タイプについては外部有識者が、横展開タイプについては事務局が、先駆性の着眼点である自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等の評価基準に基づき、個々の事業について評価を行い交付対象事業を決定している。

<p>(1) 自立性</p> <p>〔先駆性のポイント〕 交付対象事業を進めていく中で、「稼ぐ力」が発揮され、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金に頼らずに、事業として自走していくことが可能となるもの。 具体的には、事業収入や会員からの収入、また、地方公共団体独自の財源確保等に取り組むもの。</p>	自立性のポイント					
	3～5年以内の自立化の見込み					
	自主財源の種類			自主財源の内容と実現方法		
	[A]					
	[B]					
	[C]					
	[D]					
	各年度における自主財源額	平成30年度(1年目)	平成31年度(2年目)	平成32年度(3年目)	平成33年度(4年目)	平成34年度(5年目)
	[A]					
	[B]					
[C]						
[D]						
合計	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
(2) 官民協働	地方公共団体のみでの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金(融資や出資など)を得て行うことがあれば、より望ましい。					
(3) 政策間連携	単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること。また、利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等を整備して行う事業であること。					
(4) 地域間連携	単独の地方公共団体のみでの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。					
(5) 事業推進主体の形成	事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること。特に、様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを発揮できる強力な人材を確保するとともに、必要な能力、知識を有した人材を適切な手段で確保することが望ましい。					
(6) 地方創生人材の確保・育成	事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の確保や育成に資するものであること。					
(7) 国の総合戦略における政策5原則等	国の総合戦略における政策5原則(将来性、地域性又は直接性)の観点や新規性など、他の地方公共団体において参考となる先駆的事业であること。					

必須項目

加点項目

地方創生推進交付金(平成30年度)の運用弾力化について

(1) 施設整備等(ハード)事業の運用弾力化

平成29年度	平成30年度
<p>複数年度計画を通じた総事業費に占める施設整備等(ハード)事業の割合が原則として概ね1/2未満。 ただし、地方の平均所得の向上等の観点から高い効果が見込まれる場合は、1/2以上も可</p>	<p>複数年度計画を通じた総事業費に占める施設整備等(ハード)事業の割合が原則として概ね1/2未満。 ただし、ソフト事業との連携により高い相乗効果が見込まれる場合は、その割合が1/2以上(8割未満)であっても申請可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用は30年度新規事業から ・事業数 都道府県は年間2事業まで 市区町村は年間1事業まで

(2) 交付上限目安の見直し

	平成29年度	平成30年度
都道府県	[先 駆]国費:3億円 [横展開]国費:0.75億円 [隘 路]国費:0.75億円	[先 駆]国費:3億円 [横展開]国費: 1億円
市区町村	[先 駆]国費:2億円 [横展開]国費:0.5億円 [隘 路]国費:0.5億円	[先 駆]国費:2億円 [横展開]国費: 0.7億円

(3) 交付決定時期の早期化

平成29年度	平成30年度
継続事業:4月 1日交付決定 新規事業:5月30日交付決定	継続事業:4月1日交付決定 新規事業:4月1日交付決定

地方創生推進交付金の活用状況(平成28年度、平成29年度)

	都道府県分		市区町村等分		合 計	
	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)
北海道	13	809,557	142	3,034,799	155	3,844,356
青森県	9	503,280	22	460,253	31	963,533
岩手県	7	430,348	34	511,024	41	941,372
宮城県	4	855,709	32	837,922	36	1,693,631
秋田県	13	767,356	24	380,142	37	1,147,498
山形県	5	1,105,310	29	872,211	34	1,977,521
福島県	10	1,102,332	39	722,471	49	1,824,803
茨城県	11	770,441	44	722,209	55	1,492,650
栃木県	8	602,675	38	470,195	46	1,072,870
群馬県	7	759,118	25	351,319	32	1,110,437
埼玉県	5	133,374	37	753,897	42	887,271
千葉県	7	139,665	49	996,877	56	1,136,542
東京都	2	105,276	28	405,843	30	511,119
神奈川県	9	344,990	25	634,771	34	979,761
新潟県	9	1,462,537	37	1,593,333	46	3,055,870
富山県	7	1,234,835	30	775,484	37	2,010,319
石川県	6	1,210,684	19	901,968	25	2,112,652
福井県	7	680,679	25	486,268	32	1,166,947
山梨県	6	256,797	19	264,067	25	520,864
長野県	8	385,499	89	1,824,586	97	2,210,085
岐阜県	14	1,127,707	48	1,054,150	62	2,181,857
静岡県	9	683,444	45	919,573	54	1,603,017
愛知県	9	637,417	59	840,140	68	1,477,557
三重県	8	610,227	27	479,596	35	1,089,823

	都道府県分		市区町村等分		合 計	
	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)
滋賀県	9	656,833	23	545,332	32	1,202,165
京都府	14	2,531,785	31	2,075,903	45	4,607,688
大阪府	6	342,508	44	1,209,289	50	1,551,797
兵庫県	14	1,884,313	56	1,354,896	70	3,239,209
奈良県	8	550,550	45	630,237	53	1,180,787
和歌山県	8	400,964	30	791,687	38	1,192,651
鳥取県	10	1,130,586	20	522,921	30	1,653,507
島根県	6	1,087,799	18	362,893	24	1,450,692
岡山県	8	633,763	45	1,618,533	53	2,252,296
広島県	7	611,239	29	651,737	36	1,262,976
山口県	10	1,090,535	19	748,175	29	1,838,710
徳島県	6	1,278,624	24	637,997	30	1,916,621
香川県	9	555,978	16	132,095	25	688,073
愛媛県	8	839,694	26	857,916	34	1,697,610
高知県	10	1,157,236	33	850,577	43	2,007,813
福岡県	7	1,644,757	37	1,649,028	44	3,293,785
佐賀県	6	315,496	13	410,625	19	726,121
長崎県	10	1,691,437	14	1,076,592	24	2,768,029
熊本県	14	779,287	40	823,282	54	1,602,569
大分県	11	540,541	31	559,064	42	1,099,605
宮崎県	9	500,702	16	345,356	25	846,058
鹿児島県	9	731,556	39	701,558	48	1,433,114
沖縄県	5	266,946	8	108,953	13	375,899
合計	397	37,942,386	1,623	38,957,744	2,020	76,900,130